

# 第44期定時株主総会招集ご通知

## インターネット開示事項

1. 会社の現況
  - (1) 当事業年度の事業の状況
    - ①事業の経過および成果
    - ②次期の見通し
  - (2) 財産および損益の状況
  - (4) 対処すべき課題
  - (5) 主要な事業内容
  - (6) 主要な営業所等
  - (7) 従業員の状況
  - (8) 主要な借入先の状況
  - (9) その他会社の現況に関する重要な事項
2. 株式の状況
3. 新株予約権等の状況
5. 会計監査人の状況
6. 業務の適正を確保するための体制
7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
8. 貸借対照表
9. 損益計算書
10. 株主資本等変動計算書
11. 個別注記表
12. 会計監査人監査報告
13. 監査役会監査報告

(2019年7月1日から2020年6月30日まで)

株式会社三光マーケティングフーズ

本内容は、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.sankofoods.com/>）に掲載しております。

(添付書類)

## 事業報告

(2019年7月1日から  
2020年6月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当事業年度(2019年7月1日～2020年6月30日)における我が国経済は、雇用および所得環境の改善を背景に緩やかな回復傾向にありましたが、2020年2月下旬以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、世界的規模で経済活動が抑制されました。また、同年4月には日本政府から緊急事態宣言が発令され、各自治体からの外出自粛要請等により、一層経済が停滞し、先行きが見通せない状況が続いております。

外食産業におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした各自治体からの営業自粛や営業時間短縮等の要請があり、来店客数が大幅に減少する等、厳しい経営環境が続いております。

当社は、このような状況はお客様の価値観や行動様式、ニーズが大きく変化する転換期であると認識し、大胆な変革を行う絶好の機会と捉え、「事業の質的転換を図ること」、「既存店舗の思いきった整理・再編に踏み込むこと」が最重要課題であると認識し、以下の施策に取り組んでまいりました。

イ. 事業の質的転換策の一環として、「総合居酒屋からの脱却」と「大型店の整理・再編」を推し進めてまいりましたが、更に踏み込んだ施策が必要であると判断し、今後不採算となることが予想される店舗だけでなく、店舗収支の改善に時間を要する店舗、売上高賃料比率が高い店舗、および大型・空中階および地下階の店舗を中心に、2020年6月期においては40店舗の閉店を実施いたしました。

ロ. 運営を継続する店舗については、お客様・従業員の安全、感染拡大防止への社会的責任を第一に考え、各自治体からの営業時間の短縮要請等に従うとともに、従業員に対して感染予防策の周知を行い、出勤前の検温・体調チェック、適切な手洗い、勤務時のマスク着用等を励行いたしました。また、アルコール消毒液による店内消毒、扉や窓の開放や換気設備による定期的な換気を行い、各業態の特性に合わせて、社会的距離(ソーシャルディスタンス)を確保した配席を行う等、3密(密閉・密集・密接)を避けた運営に取り組んでまいりました。

ハ. 既存店舗の厨房を利用したデリバリーサービスやランチ時間帯の営業を強化した他、店内にオンライン飲み会専用席を設置する等、生活スタイルの変化に適應すべく店舗の活用方法の拡大を図

りました。

二. 単身者や共働き世帯の増加、働き方改革等の影響により中食・デリバリー市場が拡大している背景を受け、自社の人材活用と遊休設備の活用の観点から、既存設備を弁当およびケータリングの製造拠点とし、WEB上や当社店舗の店頭、都心のオフィスビルの一部区画における弁当およびケータリング販売等を拡大いたしました。

ホ. お客様に店舗へお越しいただくことを前提とした従来の事業に加え、各業態の名物料理等を当社がお客様の手元へお届けする事業を展開していくため、自社で運営する通信販売サイト「通販SHOP金の蔵」(https://kinkura.com/)を開設いたしました。

コスト面については、経費支出の削減や、店舗の賃料減額交渉を行う等、会社全体のあらゆるコストを見直いたしました。また、売上高の減少を受けて、キャッシュ・フローを最重要視し、当初計画していた出店・改装等の投資を大幅に抑制いたしました。

資金面については、新型コロナウイルス感染拡大による影響が長期化するリスクに備えて、安定的な経営に資するよう、手許資金を確保すべく、固定資産を売却いたしました。

以上により、売上高は73億91百万円（前期比30.9%減）となりました。営業利益は20億9百万円の損失（前期は営業損失9億95百万円）となりました。経常利益は19億98百万円の損失（前期は経常損失9億75百万円）、当期純利益は27億13百万円の損失（前期は当期純損失15億69百万円）となりました。

業態別の売上状況は次のとおりであります。

区 分	第 43 期 (2019年6月期)		第44期(当事業年度) (2020年6月期)		前事業年度比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
金 の 蔵	百万円 6,481	% 60.5	百万円 4,204	% 56.9	百万円 △2,276	% △35.1
月の雫・東方見聞録・吉今・黄金の蔵・バリバリ鶏	1,772	16.5	979	13.2	△793	△44.7
アカマル屋・焼肉万里	1,175	10.9	1,045	14.1	△129	△11.0
その他業態	1,272	11.8	1,159	15.6	△112	△8.8

## ② 次期の見通し

外食産業において、新型コロナウイルス感染拡大による業績への影響は大きく、収束時期の見極めが非常に困難である中、当社を取り巻く環境は劇的に変化しております。

このような状況を踏まえ、当社は「with コロナ時代」に備えて迅速かつしなやかに、以下のとおり変革を進めてまいります。

### イ. 大型・空中階および地下階の店舗の大規模閉店

これまで当社の強みであった首都圏駅前一等立地が、いまや弱みになっており、とりわけ新宿、渋谷といったエリアの集客力が著しく悪化していることから、更に踏み込んだ閉店を実施いたします。

### ロ. 「新しい生活様式」に沿った店舗運営

新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化することを想定し、3密を避けた店舗運営に取り組んでまいります。コロナ禍においても、お客様から一定の支持をいただいている「アカマル屋」「焼肉万里」「東京チカラめし」につきましては、引き続き業態の磨き上げを行ってまいります。また、テイクアウト・デリバリー需要が高まる背景を受け、既存の業態だけではなく世の中の変化に合わせた商品の開発を進めてまいります。

### ハ. 資産をもたない運営受託事業の拡大

大きな投資を要しない運営受託事業に関して、前事業年度から継続して取り組んでおりますが、安定した客数が見込める店舗を中心に順調に店舗数を伸ばしており、今後、更なる事業拡大を目指してまいります。

## 二. お客様に「届ける」事業の開拓

当期において、既存店舗の厨房でWEBからの注文に応じて調理しデリバリーする、店舗を持たない業態を複数開発いたしました。今後、こうしたデリバリーサービスを強化すべく、WEB上のブランドポートフォリオマネジメントを強化してまいります。また、2020年5月に開設した自社で運営する通信販売サイト「通販SHOP金の蔵」においては、自社のオリジナル商品を中心に、お客様に訴求する商品の充実を図ってまいります。

前事業年度から取り組んでいる弁当およびケータリング販売等について、都心のオフィスビルの一部区画における販売が伸び悩んでいることから、「お客様の手元に届ける」サービスを研究・開発いたします。

2021年6月期業績予想につきましては、現時点で新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業活動および経営成績に与える影響を合理的に見積ることが困難であることから、未定としております。なお、今後合理的に見積ることが可能となった時点で速やかに開示いたします。

## (2) 財産および損益の状況

区 分	第 41 期 (2017年6月期)	第 42 期 (2018年6月期)	第 43 期 (2019年6月期)	第 44 期 (当事業年度) (2020年6月期)
売 上 高(百万円)	13,436	12,464	10,701	7,391
経常利益または 経常損失(△)(百万円)	42	△424	△975	△1,998
当期純損失(△)(百万円)	△298	△1,656	△1,569	△2,713
1 株 当 たり 当期純損失(△)(円)	△20.73	△115.13	△109.09	△174.67
総 資 産(百万円)	10,675	8,713	6,795	4,546
純 資 産(百万円)	7,760	5,873	4,189	1,997

## (4) 対処すべき課題

外食産業において、新型コロナウイルス感染拡大による店内飲食への影響は大きく、収束時期が見えない中、経営環境は以前にも増して厳しい状況であります。このような状況を踏まえ、当社は「Withコロナ時代」を見据え、迅速かつしなやかに、以下のとおり変革を進めてまいります。

- ① 大型・空中階および地下階の店舗の大規模閉店
- ② 「新しい生活様式」に沿った店舗運営
- ③ 資産をもたない運営受託事業の拡大
- ④ お客様に「届ける」事業の開拓

(継続企業の前提に関する重要事象等を改善するための対応策)

当社は、「総合居酒屋」への需要が近年減少傾向にあることから、前事業年度まで2期連続の営業損失を計上しております。また、当事業年度においては、この状況に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴う日本政府による緊急事態宣言および各自治体からの営業自粛要請や営業時間短縮要請を受け、一部店舗で臨時休業や時短営業等を実施した影響等による売上高の減少、人件費率の増加、減損損失の計上に伴い、営業損失20億9百万円、経常損失19億98百万円、当期純損失27億13百万円を計上いたしました。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象が存在しておりますが、当事業年度末の資金残高の状況および今後の資金繰りを検討した結果、当面の事業活動の継続性に懸念はありません。加えて、以下に記載のとおり、当該事象を改善するための対応策を実施し

ていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

#### ① 収益改善施策の実施

現在、当社は短・中期的な事業構造改革を推し進めており、収益の改善を目指し次の施策に取り組んでおります。

##### イ. 不採算店舗の閉店

当社は、キャッシュの流出を防ぐことが当面の優先課題であると認識し、当事業年度において不採算店舗を40店舗閉店いたしました。さらに、新型コロナウイルス感染拡大による経済や企業活動への広範な影響が一定期間継続するものと想定し、店舗収益の回復に相当程度時間を要する店舗について、2020年8月までに、55店舗の閉店を意思決定いたしました。本施策により、お客様からご支持いただける店舗（主に郊外店や「アカマル屋」「焼肉万里」「東京チカラめし」等の特定業態）が、安定して利益を確保できる店舗として残り、これら店舗の顧客満足度を向上させていくことで、可及的速やかな営業収支の改善を進めてまいります。

##### ロ. 運営受託店舗等の出店

投資を極力抑えつつ、なおかつ早期に営業収支に貢献する店舗を増やすため、初期の設備投資が非常に少ない運営受託店舗および新型コロナウイルス感染症の影響が少ないブランドに絞り新規出店を行うことにより、一層の収益基盤強化を図ります。

##### ハ. コストの削減

全社的な取り組みとして、あらゆるコストの見直しおよび削減をより強力に進めてまいります。

主な取り組みといたしましては、マスマーケティングを従来型メディアであるペイドメディアからSNS等のアードメディアおよび自社運営型のオウンドメディアへの移行を更に徹底し、販売促進費を削減いたします。また、店舗数が減少していることから、人材の出向・転籍等を促進し店舗規模に見合った人員数へ見直す他、ITシステムの入替によって業務の大幅な省力化を実現することで、人件費

を圧縮いたします。さらに、役員報酬の減額や支払報酬の削減を実施する等、様々な施策によりコストを極小化いたします。

## ② 財務基盤の強化

### イ. 固定資産の売却

2020年7月に当社が保有する不動産物件を売却したことにより、キャッシュ・ポジションを改善いたしました。

### ロ. 資金の借入

上記イ. に加え、前述した事業構造の改革について営業収支の改善効果が顕れるには一定の時間を要することから、運転資金を増やしてキャッシュ・ポジションの改善を図るため、政府が実施するコロナ対応緊急対策融資を活用し、無担保かつ一定期間において実質無利息の借入を行っております。

以上のように、翌事業年度において進める構造改革の効果が経常的に見込まれることから、収益改善および財務基盤の強化が図られ、これによって安定的に営業収支が改善する見込みであります。

株主の皆様におかれましては、今後一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容 (2020年6月30日現在)

当社は、カジュアルで親しみやすい「金の蔵」、串焼きと煮込みが名物の大衆酒場「アカマル屋」の各業態を柱とし、首都圏を中心に外食事業を展開しております。

## (6) 主要な営業所等 (2020年6月30日現在)

本	社	東京都中央区
店	舗	直営店65店舗（東京都40店舗、神奈川県9店舗、千葉県3店舗、埼玉県9店舗、大阪府4店舗）

### (7) 従業員 の 状 況 (2020年6月30日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
272名	4名増	39.1歳	6.2年

(注) 従業員数は、就業人員であります。また、上記の他に、当事業年度末日現在837名のアルバイトを雇用しております。

### (8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2020年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 43,072,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,826,500株
- (3) 株 主 数 21,599名
- (4) 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
平 林 隆 広	2,766,000株	17.4%
有限会社神田コンサルティング	1,530,000	9.6
平 林 実	1,432,500	9.0
エ ス フ ー ズ 株 式 会 社	1,422,900	8.9
合 同 会 社 T L F	1,166,000	7.3
平 林 実 人	1,048,000	6.6
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	623,500	3.9
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	85,700	0.5
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	80,000	0.5
宝 酒 造 株 式 会 社	77,100	0.4

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



## 5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る報酬等の額

- ① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項  
の監査業務に係る報酬等の額 45百万円
- ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上  
の利益の合計額 45百万円

(注)1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注)2. 監査役会は、監査計画の内容ならびに同業他社および同売上規模他社の会計監査人の報酬等の額に基づき、見積りを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項以外の非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等には、監査役会が、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「行動基準」、「企業倫理綱領」、「コンプライアンス規程」、「役員コンプライアンス・マニュアル」等の内部統制構築の基礎となる各種規程・マニュアルを制定し、役員および全従業員への行動規範とし、実効性ある内部統制の構築を推進する。
- ② コンプライアンス対策の統括は取締役会で選任された、チーフ・コ

ンプライアンス・オフィサーが担い、コンプライアンス・ホットラインおよび労務ホットラインの設置による情報提供制度を構築し、運用する。

- ③ 当社内部監査室は、当社グループの内部統制システムが有効に機能し、運営されているか調査し、整備方針・計画の実行状況を監視する。調査結果は、当社代表取締役社長に報告する。
- ④ 社外取締役制度を採用し、企業経営その他の経験が豊富な社外取締役が取締役会に加わることで、代表取締役を含む取締役会の牽制機能を図る。
- ⑤ 「行動基準」、「企業倫理綱領」および「反社会的勢力対応規程」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して妥協せず、反社会的な個人・グループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- ① 「文書管理規程」を徹底し、取締役の職務執行状況や取締役会議事録を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録して、適切に保存および管理（廃棄を含む）する。
- ② 取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 取締役は、法令および金融商品取引所の諸規則等に従い、開示すべき情報を適時かつ適正に開示する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスクマネジメント基本規程」を制定し、取締役および執行役員により主として構成されるリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体の各種リスクを評価・分析し、発生したリスクを円滑に経営陣へ伝達する。
- ② 「危機管理規程」を制定し、地震、火災、風水害、および風評等の危機対策に加え、BSE、鳥インフルエンザその他の食の安全を脅かす予期せぬリスクの発生可能性を十分認識、警戒し、新たに生じた重大リスクについても「危機管理規程」に従い、社長が本部長、サポートセンターが事務局を務める危機対策本部を中心にすみやかに対応、対処する。
- ③ 食に携わる企業として、食品の安心と安全を確保する体制を整備することが最優先であると認識し、品質管理委員会を設置し、当社グループ全体の平時の食品衛生管理を徹底するとともに、万が一問題が発生したときは、直ちに適切な対応を行う。
- ④ 食の品質、安全、コンプライアンス、環境および情報セキュリティに係るリスク等について、「店舗マニュアル」、「コンプライアン

ス・マニュアル」、「情報管理規程」等を制定する。

- ⑤ ITの活用を図るとともに、システムリスクの発生等ITを利用することにより生ずる新たなリスクの発生に対応すべく、IT監査をはじめとする適切な管理体制とITコンティンジェンシープランの整備を行う。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画を策定し、当社グループ全体の経営目標を設定する。  
また、中期経営計画は、外的環境や内部資源の変化に柔軟に対応すべく毎年度見直しを行う。
- ② 中期経営計画に連動した年間行動計画を策定し、業績目標と予算を設定し、部門別および子会社別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じる。
- ③ 取締役会に付議すべき事項は、取締役会規程において定め、付議にあたっては、ビジネスジャッジメントルールに基づき、事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制を整備する。
- ④ 「取締役規程」、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」および「職務権限規程」において、業務執行の責任者、執行手続きを明確に定め、効率的な運用を図るとともに、重要な情報が適時かつ適切に関係者に伝達される仕組みを整備する。
- ⑤ 業界や取引先のITへの対応状況および社内のIT利用状況を理解し、内部統制におけるIT全般統制およびIT業務処理統制の方針を定め、その整備を行い、業務の効率化と財務報告の信頼性向上を図る。

#### (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社を含む業務プロセスの適切性について、金融商品取引法の要請を踏まえて策定される業務のフローチャートやリスクコントロールマトリクスを参考に「店舗マニュアル」を策定し、業務内容の適切性についても定期的に見直す。
- ② 「関係会社管理規程」に基づき、子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度（コンプライアンス・ホットラインおよび労務ホットライン）の子会社への適用および当社の内部監査部門にて子会社への業務監査を実施する。

#### (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性および適正性を確保ならびに金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備および運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役に報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて合理的な範囲で配置する。また、当該使用人の任命、異動および評価等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
- ② 使用人は、監査役会の職務を補助するに際して、監査役会の指揮命令下で職務を遂行し、当該職務以外の業務を指示された場合であっても監査役会の指示事項を優先的に処理する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役会は、取締役および使用人が当社グループに重大な影響を及ぼす事項を監査役に直接報告することができる体制を構築する。また、当社グループの取締役および使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
- ② 報告の方法については、取締役と監査役との協議により決定する。
- ③ 取締役は、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインや労務ホットラインへの通報状況およびその内容を監査役にすみやかに報告する。
- ④ その他、監査役は自ら必要と考える社内会議に随時出席し、また必要と考える事項の報告を役職員へ要請することができ、要請を受けた役職員は誠実かつ正直な報告が義務付けられる。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会に前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

(10) 監査役会の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除いて、すみやかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他の監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役との間で、定期的な意見交換会を実施する。
- ② 監査役会に対して、専門の弁護士や公認会計士から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ③ 監査役が、取締役会を含む社内の重要な会議に出席し、また、社内各部門および各店舗を直接監査、さらには必要に応じ内部監査室に指揮命令を行うことにより、監査の実効性を高める。

## (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、社会に存立する企業として、その社会的使命を自覚するとともに、高い倫理観を保持し、社会的な良識に従って行動し、社会の発展とお客様の生活向上に貢献するという「企業倫理綱領」の目的を達成するためにも、「行動基準」および「反社会的勢力対応規程」において、反社会的な個人やグループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期は、法令違反・不正行為等の早期発見およびそれらを未然に防止し、的確な管理・対応の方法を検討することで改善につなげ、リスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保していくことを目的とし、「リスクマネジメント委員会」を開催いたしました。また、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とし、「コンプライアンス・ホットライン」を当社指定の法律事務所に設置し、従業員からの法令等の違反に関する通報を受け付けております。さらに、働きやすい環境作りを目的とし、「労務ホットライン」を当社指定の社会保険労務士事務所に設置することにより、就業環境の変化にすみやかに対応できる体制を整備しております。なお、通報のあった事項につきましては、適切な対応ならびに監査役への報告を定期的に行っております。

その他、主な運用状況については以下のとおりです。

- (1) 重要な会議の状況  
取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性を高めるため、社外取締役が常時出席しました。
- (2) 監査役の職務の執行について
  - ① 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役と適宜意見の交換を実施しております。
  - ② 監査役は、内部監査室との間で、監査の結果等について積極的な連携を図れるよう、定期報告を行っております。
- (3) 内部監査の実施について  
内部監査計画に基づき、組織監査、業務監査、会計監査、関係会社監

査および店舗監査を実施しております。

(4) 反社会的勢力排除について

当期においては、前期より継続して取引先との契約書に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、新規取引先に対しては反社会的勢力への該当の有無を調査する等、徹底的に反社会的勢力の排除に努めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	2,293	<b>流 動 負 債</b>	1,728
現金及び預金	1,634	買掛金	141
売掛金	59	未払金	579
原材料	23	未払費用	233
貯蔵品	2	未払法人税等	48
前払費用	109	前受金	39
未取還付法人税等	0	預り金	46
未収入金	433	前受収益	115
その他	29	店舗閉鎖損失引当金	104
<b>固 定 資 産</b>	2,252	資産除去債務	416
<b>有形固定資産</b>	72	その他	3
建物	45	<b>固 定 負 債</b>	821
工具、器具備品	7	繰延税金負債	1
建設仮勘定	19	退職給付引当金	134
<b>無形固定資産</b>	17	資産除去債務	220
ソフトウェア	17	長期前受収益	228
<b>投資その他の資産</b>	2,163	その他	236
関係会社株式	33	<b>負 債 合 計</b>	2,549
出資金	0	<b>純 資 産 の 部</b>	
長期貸付金	0	<b>株 主 資 本</b>	1,997
差入保証金	1,893	資本金	2,912
長期前払費用	9	資本剰余金	2,438
その他	232	資本準備金	2,438
貸倒引当金	△6	利益剰余金	△3,353
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	△3,354
		繰越利益剰余金	△3,354
		<b>純 資 産 合 計</b>	1,997
<b>資 産 合 計</b>	4,546	<b>負債・純資産合計</b>	4,546

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2019年7月1日から  
2020年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,391
売 上 原 価		2,076
売 上 総 利 益		5,314
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,323
営 業 損 失		△2,009
営 業 外 収 益		27
受 取 利 息 及 び 配 当 金	0	
受 取 賃 貸 料	19	
受 取 保 険 金	0	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1	
協 賛 金 収 入	5	
雑 収 入	0	
営 業 外 費 用		16
賃 貸 費 用	10	
雑 損 失	5	
経 常 損 失		△1,998
特 別 利 益		802
固 定 資 産 売 却 益	802	
特 別 損 失		1,519
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	1	
店 舗 閉 鎖 損 失	208	
減 損 損 失	1,310	
税 引 前 当 期 純 損 失		△2,716
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	26	△2
法 人 税 等 調 整 額	△28	
当 期 純 損 失		△2,713

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から  
2020年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
2019年7月1日残高	2,390	2,438	2,438	0	△640	△639	4,189
当事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	515						515
譲渡制限付株式報酬	6						6
当期純損失(△)					△2,713	△2,713	△2,713
当事業年度中の変動額合計	521	-	-	-	△2,713	△2,713	△2,192
2020年6月30日残高	2,912	2,438	2,438	0	△3,354	△3,353	1,997

	純資産合計
2019年7月1日残高	4,189
当事業年度中の変動額	
新 株 の 発 行	515
譲渡制限付株式報酬	6
当期純損失(△)	△2,713
当事業年度中の変動額合計	△2,192
2020年6月30日残高	1,997

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 【個別注記表】

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式…………… 移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
原材料…………… 最終仕入原価法による原価法  
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)  
貯蔵品…………… 最終仕入原価法による原価法  
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### 有形固定資産

主として定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物は定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
工具、器具備品	3～10年

#### 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

#### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理することとしております。

店舗閉鎖損失引当金…………… 店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる損失額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理について  
税抜方式によっております。

(6) 表示金額単位の変更について

計算書類に掲載される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当事業年度より百万円単位で記載しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の「未収入金」は165百万円であります。

## 3. 会計上の見積りの変更について

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、当社の賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額43百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

## 4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛による来店客数の減少や営業時間の短縮等によって、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を受けております。

当該感染症の影響を正確に見通すことは困難であります。現時点で入手可能な情報や予測に基づき、2021年3月にかけて外食需要が徐々に回復することが見込まれ、翌事業年度末には当該感染症の影響が概ね解消されるものと仮定し、継続企業の前提の検討、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

## 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,387百万円

(2) 関係会社に対する長期金銭債権 20百万円

## 6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費 29百万円

## (2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	減損損失
店舗等	東京都中央区他	建物等	1,310

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗等をグルーピングしております。また、本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当社は、営業損益が継続してマイナスとなっていることから、減損の兆候を共用資産を含む全社単位で検討するとともに、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合または営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合等に減損を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その種類ごとの内訳は、建物1,039百万円、工具、器具備品146百万円、建設仮勘定24百万円、商標権5百万円、ソフトウェア56百万円、差入保証金39百万円、その他0百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額については、売却予定資産は不動産鑑定評価及び契約額等、除却予定資産については、処分価額を0円として算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.4%で割引いて算出しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスの場合には0円として算定しております。

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式総数 普通株式 15,826,500株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。

(3) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2百万円
未払事業税	6百万円
前受収益	99百万円
退職給付引当金	41百万円
減損損失	650百万円
資産除去債務	190百万円
繰越欠損金	2,971百万円
その他	36百万円
繰延税金資産小計	3,999百万円
評価性引当額	△3,999百万円
繰延税金資産合計	-百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1百万円
繰延税金負債合計	△1百万円
繰延税金資産の純額	△1百万円

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資金運用は、短期的な預金や安全性の高い金融資産に限定し、資金調達には、銀行等金融機関からの借入による方針であります。なお、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等によるリスク）の管理

売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、差入保証金については、取引開始時に信用判定を行うとともに契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

② 流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

資金担当部門が資金繰表を作成するとともに、手許資金と当座貸越契約により、適切な手許流動性を確保することで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,634	1,634	—
(2) 売掛金	59	59	—
(3) 未収入金	404	404	—
(4) 差入保証金(*1)	1,892	1,889	△2
貸倒引当金(*2)	△6	△6	—
	1,885	1,883	△2
資産計	3,984	3,981	△2
(5) 買掛金	141	141	—
(6) 未払金	579	579	—
(7) 未払費用	233	233	—
負債計	954	954	—

(\*1) 差入保証金は、将来返還されない金額を控除しております。

(\*2) 差入保証金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金及び(3) 未収入金

これらの大半は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、合理的に見積もった支払予定時期に基づき、元利金の合計額を、決算日現在の国債利率で割り引いて算定しております。

負債

(5) 買掛金、(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらの大半は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 関係会社株式に計上されている非上場株式(貸借対照表計上額33百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、東京都において、賃貸用の土地建物を有しております。2020年6月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は9百万円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

貸借対照表計上額			決算日における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
256	△32	223	323

(注)1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注)2. 主な変動  
減少は、売却(31百万円)、減価償却費の計上(1百万円)であります。

(注)3. 時価の算定方法  
当事業年度末の時価は、契約により取り決められた売却価額を時価としております。

11. 持分法損益等の状況に関する注記

該当事項はありません。

12. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得から5年～15年と見積り、割引率は0.0%～0.08%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	790百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	142百万円
見積りの変更による増加額(注)	43百万円
時の経過による調整額	11百万円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△351百万円</u>
期末残高	637百万円

(注) 当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を超過する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務に43百万円加算しております。

13. 関連当事者との取引に関する注記  
該当事項はありません。

14. 1株当たり情報に関する注記

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 126円18銭  |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △174円67銭 |

15. 重要な後発事象に関する注記

(資本準備金の額の減少及び剰余金の処分)

当社は、2020年9月3日開催の取締役会において、下記のとおり資本準備金の額の減少及び剰余金処分の件について、2020年9月30日開催予定の第44期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

(1) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、2020年6月期の財務体質の健全化を図るため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少しその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

① 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 2,438,802,848 円を全額減少し、0円とする。

② 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,438,802,848 円

(3) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損填補を行うものであります。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,438,802,848 円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,438,802,848 円

(4) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

① 取締役会決議日： 2020年9月3日

② 株主総会決議日： 2020年9月30日（予定）

③ 効力発生日： 2020年9月30日（予定）



# 会計監査人監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年9月10日

株式会社三光マーケティングフーズ  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 新居伸浩 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 跡部尚志 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三光マーケティングフーズの2019年7月1日から2020年6月30日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、2021年3月にかけて外食需要が徐々に回復することが見込まれ、翌事業年度末には新型コロナウイルス感染症の影響が概ね解消されるものと仮定し、継続企業の前提の検討、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計

算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室、その他使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年9月10日

株式会社三光マーケティングフーズ	監査役会	
常勤社外監査役	平野雅昭	㊟
社外監査役	三村藤明	㊟
社外監査役	山下貴	㊟

以上